平成23年度

川西市健全化判断比率及び 資金不足比率審査意見書

川西市監査委員

川西市長 大塩 民生様

川西市監査委員 塩 川 芳 則

川西市監査委員 岩 本 吉志子

川西市監査委員 平 岡 譲

平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条 第1項の規定により審査に付された平成23年度決算に基づく健全化判 断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書 類について審査した結果、別紙のとおりその意見を提出します。

目 次

弟	1	番鱼の对家	•••••	1
第2	2	審査の期間		1
第:	3	審査の方法		1
第4	4	審査の結果		1
		健全化判断比率	率及び資金不足比率の概要	2
	1	健全化判断比	こ率及び資金不足比率の算定概要	2
	2	健全化判断比	ご率及び資金不足比率の対象会計	3
	3	財政規模(健全	全化判断比率の分母)	4
		健全化判断比率	率の状況	5
	1	実質赤字比率	<u> </u>	5
	2	連結実質赤字	战率	6
	3	実質公債費比	ご率 (3 カ年平均)	9
	4	将来負担比率	<u> </u>	16
		資金不足比率の	の状況	26
	1	省全不足比率	図(公営企業ごとに算定) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26

(表示の方法)

- 1 文中の金額は原則として万円単位で表示し、表示単位未満は切り捨てた。
- 2 表中の金額は原則として千円単位で表示し、表示単位未満は四捨五入した。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各比率の計数は表示単位未満を四捨五入した。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率については国の算定基準に基づき表示単位未満を切り捨てている。

平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査

第2 審査の期間

平成24年8月7日から同年9月3日まで

第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載 した書類の審査に当たっては、各財政指標が法令等に規定する方法に基づいて適正に算 定されているか、また、財政指標の算定基礎となる書類等が適正に作成されているか等 の点について検討を加え、関係帳簿類及び証憑類の抽出照査、関係職員からの説明の聴 取等を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる 事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定は適正で あるものと認めた。

(単位:%)

								(平位: 70)
	比率の名称		21年度	22年度	23年度	増減 (ポイント)	早期健全化基準	財政再生基準
健	全化判断比率							
	実 質 赤 字 比 率	1	-	-	-		2 11.87	20.00
	連結実質赤字比率	1	-	-	-		2 16.87	30.00
	実質公債費比率		10.9	11.0	11.4	0.4	25.0	35.0
	将来負担比率		163.7	159.2	160.9	1.7	350.0	
資	金不足比率						経営健全化基準	
	水道事業会計	1	_	-	-			
	下水道事業会計	1	_	_	-		20.0	
	病院事業会計		14.6	12.6	6.6	6.0		

- 1 比率が算定されない場合は、「-」で表示している。
- 2 財政規模に応じて毎年度算定が必要なため、23年度の基準を記載している。

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率では、赤字額は生じていない。
- (2) 実質公債費比率は11.4%で、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。
- (3) 将来負担比率は160.9%で、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

2 資金不足比率

病院事業会計は 6.6%で、経営健全化基準(20.0%)を下回っている。比率は、市からの 長期貸付金の増額等により、前年度に比べ 6.0 ポイント低下(改善)しているが、依然 として厳しい経営状況が続いているため、今後とも留意が必要である。

なお、水道事業会計及び下水道事業会計では、資金不足額は生じていない。

健全化判断比率及び資金不足比率の概要

1 健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法」という。) に基づく健全 化判断比率(同法第2条:実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担 比率)及び資金不足比率(同法第22条)の算定概要は、次表のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要

比率の名称	比率の計算式	早期健全化基準				
10年の石砂	に 学の計算式	財政再生基準				
健全化判断比率	健全化判断比率					
	一般会計等の実質赤字額	財政規模に応じ 11.25 ~ 15%				
実質赤字比率 	標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	20%				
	連結実質赤字額	財政規模に応じ 16.25 ~ 20%				
連結実質赤字比率 	標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	30%				
実質公債費比率	(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)	25%				
(3カ年平均) 	標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) - (元利償還金·準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	35%				
将来負担比率	将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)	350%				
NNREH	標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) - (元利償還金·準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	-				
資金不足比率	資金の不足額 	(経営健全化基準) 20%				
(各企業ごとに算定)	事業規模	-				

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準あるいは財政再生基準以上の場合に は、財政健全化計画あるいは財政再生計画を定めなければならない(将来負担比率のみ財 政再生基準は設けられていない)。

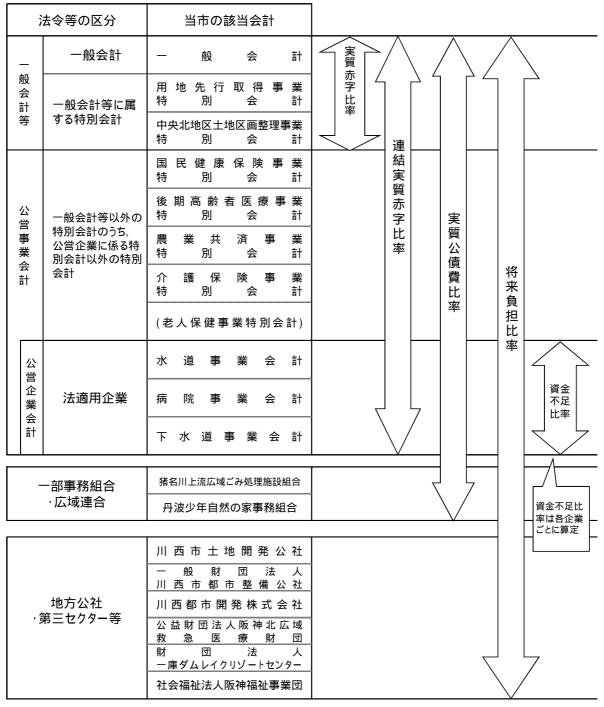
また、地方公共団体が経営する公営企業についても、各公営企業ごとの資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

2 健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

当市の平成 23 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計は、次表の とおりである。

なお、当年度から設置された中央北地区土地区画整理事業特別会計は、健全化判断比率 の算定上、「一般会計等」に区分されている。

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計



団体名は、平成24年3月末現在の名称で記載している。

3 財政規模 (健全化判断比率の分母)

健全化判断比率では、各地方公共団体の財政規模を比較する数値として「標準財政規模 〔地方財政法第5条の4第1項第2号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定 めるところにより算定した額(臨時財政対策債発行可能額を含む)〕」が採用されており、 各比率の分母(実質公債費比率及び将来負担比率は、この額からそれぞれ元利償還金・準 元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額)となっている。

「標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)」の年度別推移は、次表のとおりである。

標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)の年度別推移

(単位:千円)

						14 1 1 J
	区 分	21年度	22年度(b)	23年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
(1) 柞	票準財政規模	26,176,650	25,570,024	25,930,696	360,672	1.4
	標準税収入額等	22,295,680	20,639,942	20,602,205	37,737	0.2
	普通交付税	3,880,970	4,930,082	5,328,491	398,409	8.1
(2)	临時財政対策債発行可能額	1,849,417	3,030,254	2,768,514	261,740	8.6
	合 計	28,026,067	28,600,278	28,699,210	98,932	0.3

当年度の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)は 286 億 9,921 万円で、前年度に比べ 9,893 万円(0.3%)増加している。

(1) 標準財政規模

標準財政規模は、「その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標」である。地方公共団体の財政規模を比較するに当たっては、国庫補助金や地方債などの特定財源が含まれており単純に比較することが難しいため、これらの特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの通常経常的に収入されるであろう一般財源の額で比較することが適当であるとして財政健全化法において採用されている。

【計算式】 (基準財政収入額() - A) × 100/75 + A + 普通交付税 A = 地方譲与税の一部 + 交通安全対策特別交付金 基準財政収入額 標準的な地方税収入×75/100 + 地方譲与税等

(2) 臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す基準財政需要額を基本に発行可能額が算定される。地方交付税として算定されるべき額の一部が、臨時財政対策債の発行に振り替えられているもので、発行の有無に関わらず発行可能額の100%が後年度に交付税措置されるとされている。

健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

(1) 実質赤字比率の概要

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)に対する比率であり、11.87%(当市 23 年度の場合)が早期健全化基準、20%が財政再生基準である。当市における「一般会計等」の対象会計は、前年度までの一般会計及び用地先行取得事業特別会計に、中央北地区土地区画整備事業特別会計が加わっている。

【計算式】

実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額

標準財政規模

(臨時財政対策債発行可能額を含む)

実質赤字額 = 繰上充用額 + (支払繰延額+事業繰越額)

(2) 実質赤字比率の状況

平成23年度決算における実質赤字比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

一般会計等の実質収支額の年度別推移

(単位:千円)

区分	21年度	22年度(b)	23年度(a)	増 減(a)-(b)	増減率
一般会計等の実質収支額 (実質赤字額)	181,285	473,464	373,432	100,032	21.1
標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	28,026,067	28,600,278	28,699,210	98,932	0.3
実質赤字比率 参考 (黒字比率)	(0.64%)	(1.65%)	(1.30%)	(0.35ポイント)	

当年度の一般会計等では実質赤字額が生じておらず、比率は算定されていない。 当年度の実質収支額は 3 億 7,343 万円の黒字であり、前年度に比べると 1 億 3 万円 (21.1%)減少している。

なお、黒字比率としては 1.30%となり、前年度に比べ 0.35 ポイント低下している。 当年度は、一般会計において基金から 11 億円を繰り入れて実質収支額の黒字を確保し ている状況であり、単年度でみた実質的な収支としては、前年度に比べ悪化している。

当年度各会計別の実質収支額の内容は、次表のとおりである。

一般会計等の実質収支額の状況(23年度決算)

(単位:千円)

								(1.1-1.1-7
	会	計		歳入総額 (a)	歳出総額 (b)	差引額 (c)=(a)-(b)	翌年度へ繰り 越すべき財源(d)	実質収支額 (c)-(d)
_	般	会	計	47,608,391	46,971,082	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	, ,	621,992
用地:	先行取得	事業特別	引会計	663,154	2,425,387	1,762,233	0	1,762,233
中央北	地区土地区画	国整理事業 特	寺別会計	1,682,124	147,024	1,535,100	21,427	1,513,673
	合	計		49,953,669	49,543,493	410,176	36,744	373,432

- 1 会計間の重複額を控除した純計額で表示している。
- 2 翌年度へ繰り越すべき財源 = 継続費 + 繰越明許費 + 事故繰越額 + 事業繰越額 + 支払繰延額 ~ に係る未収入特定財源

2 連結実質赤字比率

(1) 連結実質赤字比率の概要

連結実質赤字比率は、「地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率」であり、当比率は、地方公共団体が設けている各会計を網羅するフロー指標として整備されたものである。当市 23 年度の場合、早期健全化基準は 16.87%(各団体の財政規模に応じて毎年度算定)、財政再生基準 30%である。当市における対象会計は、一般会計、特別会計(6 会計)及び公営企業会計(3 会計)である。 なお、公営企業会計では、一般会計等でいう「実質赤字」の類似概念として「資金不足額」を採用しており、この資金不足額は、地方公営企業法適用企業の場合、基本的に「流動負債の額が流動資産の額を超える場合において、その超える額」と定義されている。

【計算式】

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額

標準財政規模

(臨時財政対策債発行可能額を含む)

(2) 連結実質赤字比率の状況

23 年度決算における全会計の実質赤字額(資金不足額)を合計した連結実質赤字比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

連結実質赤字比率の年度別推移

(単位:千円)

_						
	区分	21年度	22年度(b)	23年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
-	般会計等(実質収支額) (A)	181,285	473,464	373,432	100,032	21.1
	一般会計	181,285	473,464	373,432	100,032	21.1
	用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	-
	中央北地区土地区画整理事業特別会計 (23年度新設)	-	-	0	0	-
	一般会計等以外の特別会計のうち、 公営企業に係る特別会計以外の会計 (実質収支額) (B)	70,693	424,681	528,266	103,585	24.4
	国民健康保険事業特別会計	258,924	679,932	707,179	27,247	4.0
	老人保健事業特別会計(22年度で廃止)	0	0	-	-	-
	後期高齢者医療事業特別会計	37,986	70,796	45,767	25,029	35.4
	農業共済事業特別会計	0	0	0	0	-
	介護保険事業特別会計	150,245	184,455	133,146	51,309	27.8
1	公営企業会計 (資金剰余額・ 資金不足額) (C)	3,959,287	4,543,229	5,689,743	1,146,514	25.2
	法適用 水道事業会計	3,773,655	4,247,902	4,850,826	602,924	14.2
	" 下水道事業会計	724,727	777,042	1,070,872	293,830	37.8
	" 病院事業会計	539,095	481,715	231,955	249,760	-
	合 計 (A) + (B) + (C) = (D)	4,069,879	4,592,012	5,534,909	942,897	20.5
	標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む) (E)	28,026,067	28,600,278	28,699,210	98,932	0.3
	連結実質赤字比率 (D) / (E) 参考 (黒字比率)	- (14.52%)	- (16.08%)	- (19.28%)	(3.20ポイント)	

連結実質赤字額がない場合、連結実質赤字比率は「-」で表示される。

当年度の当市全会計における実質収支額及び資金剰余額(又は資金不足額)の合計額は、55 億 3,490 万円の黒字となり、連結実質赤字額は生じていない。連結実質黒字額は、前年度に比べ 9 億 4,289 万円(20.5%)増加しているが、これは、一般・特別会計で実質収支額が合計 2 億 361 万円減少したものの、公営企業会計で資金剰余額が合計 11 億 4,651 万円増加したためである。この結果、黒字比率としては 19.28%となり、前年度に比べ 3.20 ポイント上昇している。

なお、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業の特別会計については、制度的に翌年度に精算行為が行われるものであるが、実質収支額はそれらの精算行為を加味せず、あくまでも当該年度末における収支の状況を算定しているものである。

実質赤字比率で算定した一般会計、用地先行取得事業特別会計及び中央北地区土地区 画整理事業特別会計以外の各会計別の実質収支額及び資金剰余額(資金不足額)の状況 は、次表のとおりである。

ア 一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計

特別4会計の実質収支額(23年度決算)

(単位:千円)

					(+ 12 : 1 1 3 /
会 計	歳入総額	歳出総額	差引額	翌年度へ繰り 越すべき財源	実質収支額
2 H1	(a)	(b)	(c)=(a) - (b)	(d)	(c) - (d)
国民健康保険事業	16,475,447	17,182,626	707,179	0	707,179
後期高齢者医療事業	2,008,410	1,962,643	45,767	0	45,767
農業共済事業	11,838	11,838	0	0	0
介護保険事業	9,177,913	9,044,767	133,146	0	133,146
合 計	27,673,608	28,201,874	528,266	0	528,266

イ 公営企業会計(詳細は、26 P「資金不足比率」参照)

公営企業会計における資金剰余額・資金不足額(23年度決算)

(単位:千円)

						(-12:113)
会 計	流動資産	流動負債	算入地方債 (1)	資金剰余額 (資金不足額)	解消可能資金不足額(2)	資金剰余額 (解消可能資金不足額を 加味した 資金不足額)
	(a)	(b)	(c)	(d)=(a)-(b)-(c)	(e)	(d)-(e)
水道事業	5,096,170	245,344	0	4,850,826	0	4,850,826
下水道事業	1,350,353	279,481	0	1,070,872	0	1,070,872
病院事業	567,315	799,270	0	231,955	0	231,955
合 計	7,013,838	1,324,095	0	5,689,743	0	5,689,743

¹ 算入地方債

建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高事業の性格上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

² 解消可能資金不足額

3 実質公債費比率(3力年平均)

(1) 実質公債費比率の概要

実質公債費比率は、「一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率」であり、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%である。

また、当比率は、地方債協議・許可制度において許可を要する団体への移行基準、段階的な起債制限の基準として地方財政法に定められており、18%を超えると地方債許可団体に移行し、25%を超えると単独事業の起債が認められなくなり起債制限団体となる。

【計算式】 実質公債費比率(3力年平均)

(A) 地方債の元利償還金 (繰上償還等除く) (B) 準元利償還金 (1)

(C) 特定財源 (2)

(D) 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 15P参照

)

=

(E)

標準財政規模 4**P参照** (臨時財政対策債発行可 能額を含む) (D)

元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 15P参照

1(B) 準元利償還金[ア~オまでの合計額]

- ア 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還と した場合における 1 年当たりの元金償還金相当額及び減債基金積立不足額を 考慮して算定した額
- イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の 償還の財源に充てたと認められるもの
- ウ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源 に充てたと認められるもの
- エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- オ 一時借入金の利子

2 (C)特定財源

国や都道府県等からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る 貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された 地方債償還額に充当した都市計画税、その他

(2) 実質公債費比率の状況

23 年度決算における実質公債費比率(3 カ年平均)の状況及び前年度との比較は、次のとおりである。

実質公債費比率の年度別推移

(単位:%)

25,223,858

25,087,775

24,884,407

203,368

比率(区分)	21年度	22年度(b)	23年度(a)	増減(a)-(b)
実質公債費比率 (3カ年平均)	10.9	11.0	11.4	0.4ポイント
(特定財源に都市計画税を含めない場合)	(17.6)	(17.6)	(17.9)	(0.3ポイント)

【23年度決算の状況(21年度~23年度までの3カ年平均)】

((A) 元利償還金 (繰上償還等 除()) - (還金に充てられる +	(D) 基準財政需要額 に算入された元 利・準元利償還金)
		·	•	(単位:千円)	
21年度 (5,541,328 + 2,289,726) - (1,920,455 +	3,217,906) 2,692,693
22年度 (5,724,707 + 2,535,969) (2,121,808 +	3,368,973) 2,769,895
23年度 (7,237,056 + 2,711,931) (3,295,183 +	3,475,352	3,178,452
23平均 (6,167,697 + 2,512,542) (2,445,815 +	3,354,077	2,880,347
22平均 (5,613,734 + 2,380,291) (1,981,858 +	3,265,230) 2,746,937
増減 (553,963 + 132,251) (463,957 +	88,847	133,410
	(E) 標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	-	(D基準財政需要額 元利·準元和	類に算入された	
		1			
21年度	28,026,067		3,217,9	906	24,808,161
22年度	28,600,278		3,368,9	973	25,231,305

3,475,352

3,354,077

3,265,230

88,847

平成23年度算定時に21・22年度の金額を一部修正している。

28,699,210

28,441,852

28,149,637

292,215

23年度

23平均

22平均

増減

		_		
	実質公債費 比率 (3力年平均)		(参考) 特定財源に都市計画税 を含めない場合の実質 公債費比率	(元利償還金等に充 てられる特定財源のう ちの都市計画税額)
21年度	10.85406		17.53339	(1,657,018)
22年度	10.97801		17.33771	(1,604,635)
23年度	12.60097		18.93581	(1,597,889)
23平均	11.4		17.9	(1,619,847)
22平均	11.0		17.6	(1,635,569)
増減	0.4		0.3	(15,722)
		•		

当年度の実質公債費比率(3 カ年平均)は 11.4%(早期健全化基準 25.0%)で、前年度 算定に比べ 0.4 ポイント上昇している。これは、分母のうち標準財政規模(臨時財政対 策債発行可能額を含む)が 2 億 9,221 万円(3 カ年平均額・1.0%)増となったことで控除 額も含めた分母全体で 2 億 336 万円(0.8%)増加したものの、分子の元利償還金(繰上償 還等を除く)で 5 億 5,396 万円(同・9.9%)、準元利償還金で 1 億 3,225 万円(同・5.6%)がそれぞれ増となったことで、特定財源等を控除した実質的な公債費である分子 全体で 1 億 3,341 万円(4.9%)増加したためである。元利償還金等の増加は、用地先行 取得事業特別会計に係る公債費償還元金の増などによるものである。

単年度比率は 12.6%で、前年度に比べ 1.7 ポイント上昇している。これは分子の元利 償還金(繰上償還等を除く)で 15 億 1,234 万円(26.4%)、準元利償還金で 1 億 7,596 万 円(6.9%) がそれぞれ増となったことで、特定財源等を控除した分子全体で 4 億 855 万 円(14.7%)増加したためである。

なお、当比率の算定においては、都市計画税を「元利償還金・準元利償還金に充当可能な特定財源」として取り扱うため、都市計画事業費を抑制した場合は、特定財源として算入される都市計画税充当額が多くなり、当該比率を低下(改善)させる要因となる。 3 カ年平均の都市計画税算入による特定財源は 16 億 1,984 万円であり、この額を控除した場合の実質公債費比率を試算すると 17.9%となり、本来の算定式による比率に比べ6.5 ポイント上昇することになる。

実質的な公債費については、地方債の発行抑制のほか、土地売却収入を減債基金へ積 み立てるなど償還財源の確保に努めているが、中央北地区整備事業に係る市都市整備公 社に対する補助金、市土地開発公社用地の買い戻し事業債に係る償還の増などの要因に より、当面は比率の上昇が予想されるため、引き続き留意が必要である。

当比率の計算式に示している(A)から(D)の各項目別の算定状況は、次のとおりである〔(E)の標準財政規模については4P参照〕。

(3)(A)元利償還金(繰上償還等を除く)[3カ年平均算入額・61億6,769万円]

「(A)元利償還金(繰上償還等を除く)」には、一般会計等に係る地方債の元 利償還金総額から、一般財源の負担額を実質的に増加させないもの又は軽減する もの(償還期限を繰り上げて償還を行ったもの及び借換債を財源として償還を行ったもの等)を除外した額を算入する。

「(A)元利償還金(繰上償還等を除く) 」の算定内容は、次表のとおりである。

一般会計等に係る元利償還金(繰上償還等除く)

(単位:千円・%)

区分		21年度 (3ヵ年平均)	22年度(b) (3ヵ年平均)	23年度(a) (3ヵ年平均)	増減 (a)-(b)	増減率
公債費(一般会計等に係るものに限る)	(a)	6,947,146	6,863,738	7,182,669	318,931	4.6
控除額	(b)	1,386,344	1,250,004	1,014,972	235,032	18.8
繰上償還額及び借換債を財源として 償還した額		1,343,011	1,194,671	970,972	223,699	18.7
満期一括償還地方債の元金に係る分		43,333	55,333	44,000	11,333	20.5
地方債の利子の支払金のうち、減債基金の運用によって生じた利子その他の 収入金を財源として支払を行ったもの		0	0	0	0	1
(A) 元利償還金(繰上償還等を除く) (a)-	(b)	5,560,802	5,613,734	6,167,697	553,963	9.9

繰上償還等を除く元利償還金(3 カ年平均額)は 61 億 6,769 万円で、前年度算定に比べ 5 億 5,396 万円(9.9%)増加している。これは、公債費では主に一般会計及び用地先行取 得事業特別会計における元金で 3 億 1,893 万円(4.6%)増加し、比率算定上の控除額で も繰上償還額及び借換債を財源とした償還額の減等の理由により 2 億 3,503 万円 (18.8%)減少したためである。なお、単年度元利償還金(繰上償還額等を除く)を前年 度と比較すると、当年度は 72 億 3,705 万円で、前年度に比べ 15 億 1,234 万円(26.4%) 増加している。

(4) (B) 準元利償還金 [3 カ年平均算入額・25 億 1,254 万円]

「(B)準元利償還金(地方債の元利償還金に準ずるもの)」には、公営企業債の 償還金に対する繰出金、一部事務組合等に対する負担金・補助金のうち地方債償 還の財源に充てたと認められるもの及び債務負担行為に基づく支出のうち公債費 に準ずるものなどの合計額を算入する。

「(B)準元利償還金(地方債の元利償還金に準ずるもの)」の算定内容は、次表のとおりである。

準元利償還金(地方債の元利償還金に準ずるもの)

(単位:千円·%)

	区	分	21年度 (3ヵ年平均)	22年度(b) (3ヵ年平均)	23年度(a) (3ヵ年平均)	増減 (a) - (b)	増減率
ア		カラ (本度割相当額)	55,422	54,732	54,075	657	1.2
1	イ 公営企業債の償還費に対する一般会 計等からの繰出金		1,243,377	1,175,324	1,166,675	8,649	0.7
		水道事業	439	263	338	75	28.5
		下水道事業	960,074	904,710	874,455	30,255	3.3
		病院事業	282,864	270,351	291,882	21,531	8.0
ウ	一部事務組合等 助金	に対する負担金・補	180,340	284,392	445,490	161,098	56.6
エ	債務負担行為に 債費に準ずるも	基づ〈支出のうち公 の	757,807	862,772	843,580	19,192	2.2
オ	一時借入金の利	J子	2,820	3,071	2,722	349	11.4
É	計	(B)準元利償還金	2,239,766	2,380,291	2,512,542	132,251	5.6

準元利償還金(3カ年平均額)は25億1,254万円で、前年度算定に比べ1億3,225万円(5.6%)増加している。これは主に、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(市都市整備公社補助金等)で1,919万円及び公営企業債への繰入金で864万円が減少したものの、一部事務組合等に対する負担金等(猪名川上流広域ごみ処理施設組合負担金等)で1億6,109万円が増加したためである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

- ア 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額〔3カ年平均・5,407万円〕 償還期間を30年とする元金均等年賦償還の方法により償還するとした場合の当該満 期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額(年度割相当額)である。
 - ・兵庫のじぎく債(兵庫県市町共同公募債)」償還額の30分の1を計上している。
- イ 公営企業債の償還費に対する一般会計等繰出金〔3カ年平均・11億6,667万円〕 公営企業に対する繰出金のうち、公営企業債の償還財源に充てたと認められた額で ある。
 - ・水道事業、下水道事業及び病院事業に対する繰出金のうち、繰出実績や公営企業 繰出基準等に基づいて算出した額を計上している。
- ウ 一部事務組合等に対する負担金・補助金〔3カ年平均・4億4,549万円〕 当該地方公共団体が加入する組合等に対する負担金又は補助金のうち、当該組合等 が起こした地方債の償還財源に充てたと認められる額である。
 - ・猪名川上流広域ごみ処理施設組合等の地方債償還に係る負担金を計上している。
- エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

[3 力年平均・8 億 4,358 万円]

起債の対象となり得る経費に係る債務負担行為及び地方債を起こすことと同様の効果を持つ債務負担行為に基づく支出などの地方債の元利償還金に準ずる額である。

- ・中央北地区整備事業に係る市都市整備公社に対する補助金等を計上している。
- オ 一時借入金の利子〔3カ年平均・272万円〕

地方債の利払いに準ずる一時借入金の支払利子額(起債前借分を含む)である。

- ・起債前借利子及び水道事業会計からの一時借入金に係る支払利子額を計上してい る。
- (5)(C)元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源

[3 カ年平均算入額·24 億 4,581 万円]

「(C)元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源」には、国・県等からの利子補給、公営住宅使用料及び都市計画税のうち地方債償還額に充当可能な特定財源などの合計額を算入する。

「(C)元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源」の算定内容は、次表のとおりである。

償還金・準元利償還金に充てられる特定財源

(単位:千円・%)

区分	21年度 (3ヵ年平均)	22年度(b) (3ヵ年平均)	23年度(a) (3ヵ年平均)	増減 (a) - (b)	増減率
ア 国・県等からの利子補給	46,095	45,973	45,252	721	1.6
イ 公営住宅使用料	182,314	181,077	194,346	13,269	7.3
ウ 都市計画事業の財源として発行された 地方債償還額に充当した都市計画税	1,664,005	1,635,569	1,619,847	15,722	1.0
エ その他	36,186	119,239	586,370	467,131	391.8
合 計 (C) 特定財源	1,928,600	1,981,858	2,445,815	463,957	23.4

23年度算定時に、21・22年度の金額を一部修正している。

元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源(3カ年平均額)は24億4,581万円で、前年度算定に比べ4億6,395万円(23.4%)増加している。これは主に、その他(不動産売払収入及び同収入を原資とした減債基金からの繰入金等)で4億6,713万円増加したことによるものである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

- ア 国・県等からの利子補給〔3カ年平均・4,525万円〕
 - 地方債の償還に充てることができる国庫補助金等の歳入額である。
 - ・史跡地公有化補助金(国庫補助金・県補助金)を計上している。
- イ 公営住宅使用料 [3 カ年平均・1 億 9.434 万円]

歳入した公営住宅使用料のうち、決算統計における財源充当ルール(住宅施設等の維持修繕に要する経費に充当後、その残余がある場合に充当)を適用した場合における地方債の元利償還金に充当可能な額である。

- ・市営住宅使用料のうち、地方債の元利償還金に充当可能な額を計上している。
- ウ 都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税 [3カ年平均・16億1,984万円]

都市計画税収入額が、都市計画税を充当できるすべての都市計画事業費及び都市計画関連の公債費等(それぞれの特定財源分を除く)に対して、どの程度充当されているかを按分計算した額である。

・都市計画事業費分の対象は、都市計画事業(街路、公園、下水道及び中央北地区整備の各事業・特定財源を除く)及び土地区画整理事業に関するものであり、都市計画関連の公債費等分としては、都市計画事業に係る市債の元利償還金、下水道事業への繰出金のうち企業債元利償還金充当分及び市都市整備公社への中央北地区整備事業に係る借入金に対する補助金を計上している。

- エ その他 [3カ年平均・5億8,637万円]
 - 上記ア~ウ以外で地方債の償還に充てることができる歳入額である。
 - ・災害援護資金貸付金返還金及び㈱パルティ川西貸付金返還金に加え、22 年度から不動産売払収入、同収入による減債基金への積立額及び土地貸付収入を計上している。
- (6) (D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(後年度交付税措置 される額) [3カ年平均算入額・33億5,407万円]

「(D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」には、地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入公債費の額)及び準元利償還に要する経費として普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(準算入公債費の額)を算入する。この額を分子・分母とも控除項目として算入することで、各地方公共団体の実質的な公債費の負担が算出されるように調整している。

「(D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」の算定内容は、次表のとおりである。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位:千円・%)

						L:] /0/
区分	21年度 (3ヵ年平均)	22年度(b) (3ヵ年平均)	23年度(a) (3ヵ年平均)	増減 (a)-(b)	増減率	23年度 (単年度)
事業費補正により基準財政需要額に 算入された公債費	454,182	397,017	375,531	21,486	5.4	373,820
事業費補正により基準財政需要額に 算入された公債費(準元利償還金に 係るものに限る。)	104,002	121,425	130,072	8,647	7.1	131,656
災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,896,228	2,028,953	2,083,259	54,306	2.7	2,091,528
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (準元利償還金に係るものに限る。)	690,522	683,916	723,379	39,463	5.8	820,706
密度補正により基準財政需要額に算 入された元利償還金	7,408	7,398	7,398	0		7,407
密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還金を基礎として算入されたものに限る。)	29,847	26,521	34,438	7,917	29.9	50,235
合 計 (D)基準財政需要額算入額	3,182,189	3,265,230	3,354,077	88,847	2.7	3,475,352

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(3 カ年平均)は 33 億5,407 万円で、前年度算定に比べ 8,884 万円(2.7%)増加している。これは主に、災害復旧費等に係る基準財政需要額が合計 9,376 万円増加したためである。

4 将来負担比率

(1) 将来負担比率の概要

将来負担比率は、「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する 比率」であり、350%が早期健全化基準となっている。赤字比率・実質公債費比率は、 フローベースの財政負担を表す指標であるが、当比率は残高(ストック)ベースでの財政 負担を表す指標である。当比率においても、実質公債費比率と同様の考え方に基づいて、 将来負担額に対する充当可能財源として都市計画税を算入することとしている。

【計算式】

(A)

将来負担額(1)

(B)

充当可能財源等(2)

(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率 =

(C)

標準財政規模

(臨時財政対策債発行 可能額を含む)

4P 参照

(D)

元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 〔実質公債費比率(D)と同じ額〕 15P 参照

1 (A) 将来負担額 [ア~キまでの合計額]

- ア 当年度末における一般会計等に係る地方債の現在高
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計 等からの繰入見込額
- エ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額
- オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額
- カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額
- キ 組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等負担見込額

2 (B) 充当可能財源等 [ア~ウまでの合計額]

- ア 地方債の償還額等に充当可能な基金
- イ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入
- ウ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが 見込まれる額

(2) 将来負担比率の状況

23年度決算における将来負担比率の状況及び前年度との比較は、次のとおりである。

将来負担比率の年度別推移

(単位:%)

比率(区分)	21年度	22年度(b)	23年度(a)	増減(a)-(b)
将来負担比率	163.7	159.2	160.9	1.7ポイント
(都市計画税の充当を除いた場合)	(232.1)	(218.1)	(212.5)	(5.6ポイント)

【23年度決算の状況】

将来負担額 (A)		充当可能財源等 (B)		(A) - (B)		(単位:千円)
97,991,560	-	57,383,988		40,607,572		将来負担比率
			=		=	竹木貝担比平
標準財政規模 (C)		元利償還金・準元利償還金に係る				160.9%
(臨時財政対策債発行可能額を含む) (4P参照)		基準財政需要額算入額(D) (15P参照)		(C) - (D)		都市計画税の充当を除い た場合
28,699,210	-	3,475,352		25,223,858		212.5%

【(A)将来負担額】 (単位:千円)

年度	地方債の 現在高	債務負担行為に基 づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合等負担 等見込額		設立法人の負債額 等負担見込額	将来負担額 合計
21	54,210,526	18,733,514	9,582,663	8,102,175	11,105,437	37,186	101,771,501
22	54,598,147	18,460,422	9,197,590	7,789,518	10,679,292	38,082	100,763,051
23	53,763,976	18,173,546	8,650,289	7,250,119	10,118,290	35,340	97,991,560
増減	834,171	286,876	547,301	539,399	561,002	2,742	2,771,491

【(B)充当可能財源等】 参考

年度	充当可能 基金	充当可能 特定歳入	うち都市計画税 (b)	基準財政需要 額算入見込額	充当可能財源等 合 計 (a)
21	4,276,551	19,411,602	16,959,730	37,448,059	61,136,212
22	4,935,856	17,168,647	14,867,135	38,483,859	60,588,362
23	3,645,180	15,161,968	13,012,901	38,576,840	57,383,988
増減	1,290,676	2,006,679	1,854,234	92,981	3,204,374

充当可能財源等合計 (都市計画税充当可能 額を除いた場合) (a) - (b)
44,176,482
45,721,227
44,371,087
1,350,140

【 (A)将来負担額 - (B)充当可能財源等 】

年度	将来負担額 合計 (A)	充当可能財源等 合計 (B)	差 引 (A)-(B)
21	101,771,501	61,136,212	40,635,289
22	100,763,051	60,588,362	40,174,689
23	97,991,560	57,383,988	40,607,572
増減	2,771,491	3,204,374	432,883

増減は(23年度) - (22年度)

当年度の将来負担比率は160.9%(早期健全化基準350.0%)で、前年度に比べ1.7ポイント上昇している。これは主に、将来負担額で27億7,149万円(2.8%)、充当可能財源等で32億437万円(5.3%)がそれぞれ減になったことで、分子全体(将来負担額-充当可能財源等)が4億3,288万円(1.1%)増加したためである。なお、充当可能財源等のうち都市計画税分(130億1,290万円)を除いて試算した当年度の将来負担比率は212.5%(本来の算定比率に比べ51.6ポイント上昇)となり、実質公債費比率と同様に都市計画税が特定財源として算入されていることの影響は大きくなっている。

当比率の計算式に示されている「(A)将来負担額」及び「(B)充当可能財源等」の各項目別の算定状況は、次のとおりである〔(C)標準財政規模は 4P、(D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は15P参照〕。

(3) (A) 将来負担額〔ア~カの合計額・979億9,156万円〕

「(A)将来負担額」には、一般会計等の地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計への地方債の償還に対する繰入見込額や一部事務組合等の地方債償還に対する負担見込額、退職手当負担見込額、さらに外郭団体等に対する負担見込額など、将来、一般会計等の負担となり得ると考えられるものを算入する。

当比率の算定における「(A)将来負担額」は 979 億 9,156 万円で、前年度に比べ 27 億 7,149 万円(2.8%)減少している。これは主に、地方債現在高で 8 億 3,417 万円、退職手当負担見込額で 5 億 6,100 万円、公営企業債等繰入見込額で 5 億 4,730 万円、組合等負担等見込額で 5 億 3,939 万円及び債務負担行為に基づく支出予定額で 2 億 8,687 万円がそれぞれ減少したためである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

ア 当年度末における一般会計等に係る地方債の現在高〔537億6,397万円〕 当年度末の地方債現在高を計上するものであるが、将来負担比率の対象となる地方 債は一般会計等に係る地方債である。

一般会計等に係る地方債現在高

(単位:千円・%)

	会	計		22年度(b)	23年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
_	般	会	計	40,832,345	40,476,332	356,013	0.9
用地	先 行 取 得	事業特別	会 計	13,765,802	11,653,844	2,111,958	15.3
中央北	地区土地区i	画整理事業特	別会計	-	1,633,800	1,633,800	皆増
	合	計		54,598,147	53,763,976	834,171	1.5

地方債現在高は537億6,397万円で、前年度に比べ8億3,417万円(1.5%)減少している。当市では、一般会計、用地先行取得事業特別会計及び中央北地区土地区画整理事業特別会計(当年度より新規設置)に係る地方債が対象である。

イ 債務負担行為に基づく支出予定額〔181億7,354万円〕

当該地方公共団体が債務負担行為として予算計上している支出予定額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額である。なお、将来負担比率において捉えるのは、地方債をその財源とする経費(地方財政法第 5 条各号の経費)に係る支出予定額で、その予定額が算定時点において確定している額である。

債務負担行為に基づく支出予定額

(単位:千円:%)

区分	22年度(b)	23年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
川西市土地開発公社に委託して行 なう用地先行取得事業	4,985,100	5,057,085	71,985	1.4
川西市都市整備公社事業運営資金	13,033,200	12,693,900	339,300	2.6
出在家団地建設事業	396,642	374,125	22,517	5.7
救急医療対策事業	45,480	48,436	2,956	6.5
合 計	18,460,422	18,173,546	286,876	1.6

支出予定額は181億7,354万円で、前年度に比べ2億8,687万円(1.6%)減少している。内訳別の内容をみると、市土地開発公社分は、公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号に規定する土地(公共事業の用地等)の取得に要する額である。市都市整備公社分は、当公社が金融機関から借入れている中央北地区整備事業資金に対する補助金の交付額である。出在家団地建設事業は、市営住宅・出在家団地の譲渡契約に基づく償還金残額である。救急医療対策事業は、阪神北広域こども急病センター整備における借入金に対する当市負担分の償還経費である。

ウ 一般会計等以外の特別会計(公営企業会計等)に係る地方債の償還に充てるための 一般会計等からの繰入見込額[86億5,028万円]

原則として、会計ごとに次の と のいずれかの大きい額(ただし、経常赤字の額がある企業については の額を下限とする)を計上する。

現在の繰出基準で元金償還金へ繰り出すことが予定される債務残高の額

公営企業の元金償還に係る一般会計等の負担割合(一般会計等から公営企業への 繰出金のうち公営企業債の元金償還に充てられた額の割合)を当年度末における地 方債の現在高に乗じた額

公営企業等に対する地方債償還経費の繰入見込額

(単位:千円:%)

会 計	22年度(b)	23年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
水道事業	6,069	6,098	29	0.5
	(2,023,226)	(2,032,730)	(9,504)	(0.5)
下 水 道 事 業	7,739,616	7,426,785	312,831	4.0
	(18,969,648)	(18,202,905)	(766,743)	(4.0)
病院事業	1,451,905	1,217,406	234,499	16.2
M 院 尹 未	(2,055,074)	(1,721,160)	(333,914)	(16.2)
合 計	9,197,590	8,650,289	547,301	6.0
口前	(23,047,948)	(21,956,795)	(1,091,153)	(4.7)

下段の()は、各企業の年度末現在の地方債残高である。

繰入見込額は86億5,028万円で、前年度に比べ5億4,730万円(6.0%)減少している。水道及び下水道事業会計は、各企業会計の準元金償還金の額(一般会計等からの

繰入れのうち、企業会計に係る地方債の元金償還に充てられたと認められる額・ただし繰上償還に係るもの、借換債及び資本費平準化債を財源として償還を行ったもの等は除く)を各企業会計の元金償還額(繰上償還に係るもの、借換債及び資本費平準化債を財源として償還を行ったものは除く)で除して求めた繰入割合の3カ年平均に、当年度末元金残高を乗じて算出した繰入見込額(上記による算定額)を計上している。病院事業会計は、現在の繰出基準で元金償還金へ繰り出すことが予定される債務残高の額(経常赤字のため、上記よりも大きい額のによる算定額)を計上している。

エ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額〔72億5,011万円〕 当該地方公共団体が加入する組合や設置した組合等が起こした地方債の元金償還に 充てるため、当該団体の一般会計等において負担・補助が必要と認められる額である。

組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

(単位:千円・%)

			(— 12	- 1 1 70 /
組合等の名称	22年度(b)	23年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
猪名川上流広域	7,761,867	7,225,227	536,640	6.9
ごみ処理施設組合	(12,127,105)	(11,291,006)	(836,099)	(6.9)
丹波少年自然の家	27,651	24,892	2,759	10.0
事務組 合	(287,180)	(258,530)	(28,650)	(10.0)
合 計	7,789,518	7,250,119	539,399	6.9
合計	(12,414,285)	(11,549,536)	(864,749)	(7.0)

下段の ()は、各組合の年度末現在の地方債残高である。

負担等見込額は72億5,011万円で、前年度に比べ5億3,939万円(6.9%)減少している。内容は、上表の各組合の地方債残高に、各組合の規約に基づく負担割合等を乗じて、当市における一般会計等の負担額を算定しているものである。

オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額〔101億1,829万円〕

当該地方公共団体の職員の全員が当年度末日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額である。なお、退職手当の支給業務を組合に処理させている場合には、上記の退職手当の額に組合積立額又は積立不足額を控除又は加算する。

退職手当支給予定額に係る負担見込額

(単位:千円・%)

区分	22年度(b)	23年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
退職手当支給予定額 (c)	9,781,224	8,979,612	801,612	8.2
組合等積立額 (は積立不足額) (d)	898,068	1,138,678	240,610	26.8
負担見込額 (c)-(d)	10,679,292	10,118,290	561,002	5.3

負担見込額は 101 億 1,829 万円で、前年度に比べ 5 億 6,100 万円(5.3%)減少している。 当年度退職手当支給予定額分 89 億 7,961 万円は、職員総数 1,164 人(特別職・公営企業職員含む)のうち、一般会計等に属する 860 人分(対前年度 15 人・1.7%減)である。

カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額〔3,534万円〕

負担見込額は、総務省告示においてその算定方法の詳細が定められている。当市の場合、当該区分の将来負担額には、「地方公共団体の損失補償又は保証に係る債務(土地開発公社等に対するものを除く。)」が該当し、「出資法人等の損失補償債務等負担見込額」に区分される。

出資法人等の損失補償債務等負担見込額〔3,236万円〕

負担見込額は、標準評価方式又は個別評価方式のいずれかの方法で算定する。

標準評価方式のうち財務諸表評価方式(当市の評価方法)では、出資法人等の損失補償付債務を、A~Eランク〔「(A)正常償還見込債務(損失補償額の算入率 10%以上)、(B)地方団体要関与債務(30%以上)、(C)地方団体要支援債務(50%以上)、(D)地方団体実質管理債務(70%以上)、(E)地方団体実質負担債務(90%以上)」〕に分類し、当該損失補償金額に当該ランクごとに定められている算入率以上で地方公共団体が定める率を乗じて、損失補償等負担見込額を算出する。

財務諸表評価方式により評価する場合は、外形事象評価方式(出資法人等の経済的取引や出資者等の支援等の事象に基づき、損失補償債務を別に定める債務区分に分類して損失補償等負担見込額を算定する方法)に基づく評価も併せて行ない、その結果、財務諸表評価方式による債務区分と外形事象評価方式による債務区分が一致しない場合には、原則として算入率が高い債務区分に分類することとされている。

出資法人等の債務に対する損失補償債務等負担見込額

(単位:千円:%)

					(手)	<u> </u>] , %0)
法人名		負担見	備 考 (23年度算定内容)				
	22年度(b)	23年度(a)	増減(a)-(b)	増減率	損失補償付債務	ランク	算入率
(財) 一庫ダムレイクリゾートセンター	123	0	123	皆減	0	-	-
川西都市開発(株)	30,000	28,750	1,250	4.2	95,832	В	30.0%
(福) 阪神福祉事業団	4,168	3,612	556	13.3	36,118	Α	10.0%
合 計	34,291	32,362	1,929	5.6	131,950		

算定方法は、標準評価方式の財務諸表評価方式で算定し、外形事象評価方式との比較により、 算入率の高い方を算入している。

負担見込額は3,236万円で、前年度に比べ192万円(5.6%)減少している。

内訳別の内容をみると、川西都市開発(株)分は、運転資金の銀行借入れに対するもの、(福)阪神福祉事業団分は、施設整備費の借入れに対するものである。

公的信用保証に係る損失補償債務等負担見込額〔297万円〕

当該債務等負担見込額の算定は、対象年度末の損失補償付債務残高に平均残存年数を乗じた後、対象年度末の損失補償実行率を乗じて算出する。

公的信用保証に係る損失補償債務等負担見込額

(単位:千円・%)

公的保証機関名	区分	22年度(b)	23年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
兵庫県信用	損失補償債務等負担見込額	3,791	2,978	813	21.4
保証協会	(損失補償付債務残高)	(69,856)	(54,873)	(14,983)	(21.4)

負担見込額は297万円で、前年度に比べ81万円(21.4%)減少している。 内容は、当市が実施している中小企業振興資金融資制度に際して、融資額の20% を限度として兵庫県信用保証協会と締結している損失補償契約に係るものである。

(4) (B)充当可能財源等 [ア~ウまでの合計額・573 億 8,398 万円]

「(B)充当可能財源等」には、将来負担額の控除財源として、充当可能基金額 (一般会計等の地方債の償還財源とみなされる基金に限定)、特定財源見込額(国庫支出金、転貸債の償還金、公営住宅の賃貸料、都市計画税の収入額、その他の特定歳入)及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(普通交付税の算定における基準財政需要額に算入される償還金等の経費)の合計額を算入する。

「(B)充当可能財源等」は 573 億 8,398 万円で、前年度に比べ 32 億 437 万円(5.3%)減少している。これは、基準財政需要額算入見込額で 9,298 万円が増加したものの、充当可能特定歳入で 20 億 667 万円(うち、都市計画税 18 億 5,423 万円)及び充当可能基金で 12 億 9,067 万円がそれぞれ減少したためである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

ア 地方債の償還額等に充当可能な基金〔36億4,518万円〕

基金の算定時点は、各年度3月31日現在であるが、出納整理期間中に行った積立て

・取崩しについては、算定時点の現在高に含めることになっている。

地方債の償還額等に充当可能な基金

(単位:千円・%)

基 金 名	22年度(b)	23年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
財 政 基 金	465,831	388,155	77,676	16.7
減 債 基 金	2,268,252	947,243	1,321,009	58.2
公共施設等整備基金	197,279	311,143	113,864	57.7
社 会 福 祉 基 金	195,154	217,309	22,155	11.4
地 域 福 祉 基 金	382,894	382,894	0	0.0
文 化 振 興 基 金	213,043	213,073	30	0.0
緑 化 基 金	130,480	130,480	0	0.0
ごみ減量化再資源化対策基金	98,368	98,368	0	0.0
奨 学 基 金	25,604	25,604	0	0.0
介護保険給付費準備基金	915,146	915,146	0	0.0
農業共済事業基金	5,462	5,445	17	0.3
母子福祉応急資金貸付金	1,107	1,145	38	3.4
ふるさとづくり基金	8,697	9,175	478	5.5
介護従事者処遇改善臨時特例基金	28,539	0	28,539	皆減
住民生活に光をそそぐ基金	0	0	0	-
合 計	4,935,856	3,645,180	1,290,676	26.1

充当可能基金は、各年度末残高から出納整理期間中の増減を加味し、さらに要返還額、貸付金を除いた額である。

充当可能な基金は 36 億 4,518 万円で、前年度に比べ 12 億 9,067 万円(26.1%)減少している。

当年度末現在の基金残高 64 億 5,701 万円から、出納整理期間中に財政基金 741 万円、減債基金 16 億 3,554 万円、公共施設等整備基金 4,000 万円及び社会福祉基金 3,000 万円の合計 17 億 1,295 万円が取り崩しされ、一般会計等の歳入に繰り入れされている。この結果、出納整理期間の取り崩しを加味した基金残高は 47 億 4,405 万円となり、この額から要返還額 677 万円(住民生活に光をそそぐ基金)及び貸付金 10 億 9,209 万円(病院事業 10 億 2,000 万円及び市土地開発公社 7,174 万円等)を除いた 36 億 4,518 万円を地方債の償還額等に充当可能な基金として算定している。

イ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入〔151億6,196万円〕

国庫支出金、県支出金等〔8,555万円〕

地方債の償還に充てることができる国庫補助金等について、過去 3 カ年における 地方債の元金償還金等の額に対する当該国庫補助金等の充当実績額をもとに、充当 見込額を算定する。

国庫支出金、県支出金等充当見込額

(単位:千円・%)

(十四、11)									
国庫支出金等の名称		充当見	地方債現在高	3力年 平均充当率					
四岸又山並守の行物	22年度(b)	23年度(a)	増減(a)-(b)	増減率	(23年度末)	(23年度)			
史跡地公有化国庫補助金	117,608	78,410	39,198	33.3	98,012	80.0%			
史跡地公有化県補助金	10,212	7,148	3,064	30.0	108,308	6.6%			
合 計	127,820	85,558	42,262	33.1	206,320				

充当見込額は8,555万円で、前年度に比べ4,226万円(33.1%)減少している。 内容は、加茂遺跡文化財に係る史跡地公有化補助金(国及び兵庫県)分である。

地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還金〔10億6,549万円〕 法人等に対して地方債を財源として貸し付けを行った場合における貸付金につい て、将来的に確実に返済が見込まれる額である。

地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還見込額

(単位:千円・%)

貸付金の償還金の名称		償還見込額					
負刊並の負恩並の石材	22年度(b)	23年度(a)	増減(a)-(b)	増減率	(23年度末)		
市街地再開発事業無利子貸付金	208,150	194,250	13,900	6.7	194,250		
市街地再開発事業有利子貸付金	760,344	720,188	40,156	5.3	720,188		
災害援護資金	160,402	151,058	9,344	5.8	231,149		
合 計	1,128,896	1,065,496	63,400	5.6	1,145,587		

償還見込額は 10 億 6,549 万円で、前年度に比べ 6,340 万円(5.6%)減少している。 内訳別にみると、市街地再開発事業無利子貸付金は、阪急川西能勢口駅前地区第 二工区市街地再開発事業(パルティ K2・組合施行)の清算処理に伴って、㈱パルティ 川西に対し未処分保留床の購入資金として貸し付けたものであり、同有利子貸付金 についても、20 年度に同社に対する従来の短期貸付を長期貸付に変更した際の貸付 金である。災害援護資金は、貸付残高 2 億 3,114 万円のうち、これまでの償還実績や 貸付者との交渉経過等の状況から 1 億 5,105 万円を償還見込額(回収見込率 65.4%) として計上している。

公営住宅の賃貸料 [9億9,801万円]

公営住宅の賃貸料の収入額のうち、当該公営住宅の賃貸料等を徴収している行政 財産又は公の施設の維持管理に要する経費に充当後、その残余がある場合に、当該 残余額を当該地方債の償還額等への充当可能額として算定する。

公営住宅の賃貸料充当見込額

(単位:千円・%)

(十四:11) 八								
賃貸料の名称		充当見i	地方債現在高	3力年 平均充当率				
	22年度(b)	23年度(a)	増減(a)-(b)	増減率	(23年度末)	平均允ヨ率 (23年度)		
市営住宅使用料	1,044,796	998,013	46,783	4.5	2,028,482	49.2%		

充当見込額は9億9,801万円で、前年度に比べ4,678万円(4.5%)減少している。 当該特定財源は、当年度末の地方債現在高等に過去3カ年の平均充当率を乗じて 算出している。

都市計画税収〔130億1,290万円〕

都市計画事業費から同経費に充当した特定財源(都市計画税収入は除く)を控除し、これに都市計画事業に係る地方債の元金償還金等(一般会計等に係る地方債の元金償還額、債務負担行為に基づく一般会計等の支出額、企業会計に係る地方債の元金償還金に対する一般会計等からの繰入額等)を加えた額に対して、都市計画税収入がどの程度充当されているかを求め(3 カ年平均の充当率)、都市計画事業に係る地方債の現在高等にこの充当率を乗じて算出する。

都市計画事業に係る地方債現在高等に対する都市計画税収の充当見込額

(単位:千円:%)

			\ + <u>1</u>	113 70)
区分	22年度(b)	23年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
都市計画事業に係る地方債の現在 高等 (c)	30,780,818	28,105,618	2,675,200	8.7
都市計画事業費·都市計画事業費 に係る地方債の元利償還金等への 都市計画税の3年間平均充当率 (d)	48.3%	46.3%	2.0ポイント	_
充当見込額 (c) × (d)	14,867,135	13,012,901	1,854,234	12.5

充当見込額は 130 億 1,290 万円で、前年度に比べ 18 億 5,423 万円(12.5%)減少している。これは、都市計画事業に係る地方債の現在高等が 26 億 7,520 万円減少するとともに、都市計画税の平均充当率が 2.0 ポイント低下したためである。

ウ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額〔385億7,684万円〕

地方債の償還等に要する経費として、公債費又は事業費補正・密度補正により比率 算定年度以降において基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として、総務 大臣の定めるところにより算定した額を算入するもので、各年度において発行された 地方債ごとの現在高に、それぞれの算入予定割合を乗じて算入見込額を計上している。 算入見込額は385億7,684万円で、前年度に比べ9,298万円(0.2%)増加している。

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

(単位:千円・%)

		典				2FI	字 兴	(2.		算入見述	└額	
		費目				川	定単	ĮΛ	22年度(b)	23年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
1	消		防		費	人		П	32,000	30,855	1,145	3.6
2	道	路橇	§ 1)	ょう	費	道足	各の3	€長	584,075	481,538	102,537	17.6
3	下	水	•	道	費	人			2,412,018	2,599,967	187,949	7.8
4	そ(の他	の	土木	、費	人			452,929	348,173	104,756	23.1
5	小	学		校	費	学	級	数	564,748	511,292	53,456	9.5
6	中	学		校	費	学	級	数	29,349	26,322	3,027	10.3
7	保	健	衛	生	費	人		П	323,451	338,141	14,690	4.5
8	清		掃		費	人		П	57,732	47,506	10,226	17.7
9	地	域	振	興	費	人			559,313	501,688	57,625	10.3
10	公		債		費				33,468,244	33,691,358	223,114	0.7
	合			計					38,483,859	38,576,840	92,981	0.2

地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額の主なものは、公債費 336 億 9,135 万円、下水道費 25 億 9,996 万円等である。

公債費の主なものは、次のとおりである。

臨時財政対策債償還費172億1,483万円公害防止事業債償還費92億2,467万円減税補てん債償還費32億8,275万円

財源対策債償還費 15 億 3,984 万円 など

資金不足比率の状況

1 資金不足比率(公営企業ごとに算定)

(1) 資金不足比率の概要

資金不足比率は、「公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率(各会計ごとに算定)」である。当比率において使用する「資金不足額」は、地方公営企業法適用企業においては、基本的に「流動負債が流動資産を超える場合、その超える額」としており、従来の再建制度において赤字額として用いてきた「不良債務」と同様の考え方である。

 (計算式)
 資金不足比率
 =
 資金の不足額

 事業規模

〔地方公営企業法適用企業の場合〕

1 資金の不足額

建設改良費等以外の経費 + の財源に充てるため起こ - 流動資産

した地方債の現在高

] 解消可能 」 資金不足額

2 資金の剰余額

流動資産 - 流動負債 - 建設改良費等以外の経費の財源に充 てるため起こした地方債の現在高

3 事業規模 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(2) 資金不足比率の状況

当年度の公営企業会計(水道、下水道及び病院事業会計で、いずれも地方公営企業法適用企業)における資金不足比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

資金不足比率の年度別推移

(単位:千円)

区分	会計名	21年度	22年度(B)	23年度(A)	增減(A)-(B)
77.4.T.D.L.+()	水道事業	-	-	-	-
資金不足比率() (資金不足額/事業規模)	下水道事業	-	-	-	-
(貝並1、足限/ 爭未成長)	病院事業	14.6%	12.6%	6.6%	6.0ポイント
'77 A A Fulbr	水道事業	3,773,655	4,247,902	4,850,826	602,924
資金余剰額 (資金不足額)	下水道事業	724,727	777,042	1,070,872	293,830
(只业17亿积)	病院事業	539,095	481,715	231,955	249,760

資金不足額を正の値として算定し、資金剰余額が生じている場合「-」で表示している。

水道事業で 48 億 5,082 万円、下水道事業で 10 億 7,087 万円の資金剰余額が生じているが、病院事業で 2 億 3,195 万円の資金不足額が生じている。

病院事業の資金不足比率〔事業規模(医業収益)に対する資金不足額の割合〕は 6.6%で、前年度に比べ 6.0 ポイント低下している。流動負債が 2 億 5,945 万円(24.5%)の減となったことで資金不足額が 2 億 4,976 万円(51.8%)減少しているが、比率の改善は、医師退職の影響を受けて医業収益が 3 億 1,023 万円(8.2%)減少したことによる資金繰りの悪化を受けて、年度末に市から 5 億 3,000 万円の追加貸付を行ったためである。

市本体の財政状況も厳しい中で、病院事業に対する貸付額が多額になっている状況であり、病院事業のあり方も含めた抜本的な対策の検討が望まれる。